

環生第352号
02 静環環保3346号
浜環保第352号
沼生環第523号
富環保発第363号

令和3年3月30日

関係団体各位

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長
静岡市環境局環境保全課長
浜松市環境部環境保全課長
沼津市生活環境部環境政策課長
富士市環境部環境保全課長

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について

日頃から、環境保全行政の推進につきましては、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、石綿（アスベスト）は耐火、耐熱、防音等の性能に優れていることから、昭和30年頃から建築材料として様々な建築物等に広く使用されてきましたが、石綿を吸引することにより肺がんや中皮腫等の重篤な健康被害を引き起こすことから、現在では、石綿を使用した製品の製造等は禁止されており、また、石綿を使用した建築物の解体等工事に伴う石綿のばく露や環境中への飛散防止対策の徹底が図られているところです。

しかしながら、石綿含有建築材料の不適切な除去による石綿の飛散や、解体等工事前の使用建築材料の調査における石綿含有建築材料の見落とし等の事実が判明したことから、これらの課題への対応を目的とする大気汚染防止法の改正が行われ、一部を除き令和3年4月1日から施行されることとなりました。

このことから、今般の法改正の概要等について、別添1のとおり環境省水・大気環境局長から通知がありましたので、お知らせします。また、事業者等に法改正のポイントを広く周知するためのリーフレットやチラシの提供がありましたので、併せてお送りします。

つきましては、これらの通知やリーフレット等を御活用いただき、貴団体の会員の皆様方に今般の法改正の内容等について周知いただきますようお願いいたします。

なお、リーフレットやチラシ、事業者向けの説明動画など、今般の法改正に関する資料につきましては、環境省ホームページ（「環境省 改正大気汚染防止法」で検索）に掲載されておりますので、申し添えます。



問合せ先

【静岡市、浜松市、沼津市及び富士市以外に所在の団体等】

担 当 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

電 話 054-221-2258

e-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

【静岡市内に所在の団体等】

担 当 静岡市環境局環境保全課

電 話 054-221-1358

e-mail kankyouhozen@city.shizuoka.lg.jp

【浜松市内に所在の団体等】

担 当 浜松市環境部環境保全課

電 話 053-453-6170

e-mail kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【沼津市内に所在の団体等】

担 当 沼津市生活環境部環境政策課

電 話 055-934-4740

e-mail kankyo@city.numazu.lg.jp

【富士市内に所在の団体等】

担 当 富士市環境部環境保全課

電 話 0545-55-2774

e-mail ka-kankyouhozen@div.city.fuji.shizuoka.jp